

区のお知らせ「すみだ」広告掲載募集要項

区のお知らせ「すみだ」欄外への広告掲載に関して、次のとおり募集します。

【広告媒体の概要】

- ・名称 区のお知らせ「すみだ」
- ・発行回数 毎月3回（1日、11日、21日発行）
- ・発行部数 63,000部（令和7年度予定）
- ・配布・配信方法 日刊紙6紙（朝日、産経、東京、日経、毎日、読売）への新聞折込による配布とともに希望する世帯への戸別配付のほか、区立施設や区内全駅、主な病院、銭湯、信用金庫、一部コンビニエンスストアに設けている広報スタンドなどを使って配布しています。また、『区のお知らせ「すみだ」』の発行に合わせ、区公式ウェブサイトにて当該PDF版を掲載しています。

【広告の規格及び広告掲載料】

種類	サイズ	料金	備考
文字広告	12ポイント×50文字	10,000円	毎号欄下外（1回分）

【募集する広告掲載号】

2025（令和7）年10月1日号から2026（令和8）年3月21日号までに掲載する広告を募集します。

【募集数及び掲載位置】

発行号	募集数	掲載位置	備考
毎月1日号	各6件	2面～7面	1月1日号は2件
毎月11日号	各6件	2面～7面	
毎月21日号	各2件	2面・3面	12月21日号は6件

- ・広告掲載位置は、各号の欄外下となります。
- ・何面に掲載するか希望は、受け付けておりません。
- ・この広告は、文字のみの広告となります。イラストやロゴマーク等は取扱いできません。なお、半角文字は英数字（一部記号）のみお使いいただけます。半角カタカナは使用できません。

【広告掲載期間】

広告掲載期間は、次号が発行されるまでとします。

【広告掲載の申込み及び広告原稿の提出】

広告掲載を希望する方は、事前に「広告掲載事業者登録シート」により区への登録を済ませてからお申し込みください。その後、広告掲載を希望する発行号の1ヶ月半前までに、「広告掲載申込書」に広告原稿を含め、関係事項をご記入の上、お申し込みください。

【広告等の審査】

広告掲載の可否については、「墨田区広告掲載事業要綱」「墨田区広告掲載基準」「墨田区広報広聴担当が取り扱う広告掲載に関する基準」に基づき、審査を行い、決定します。

【広告掲載料の納付】

広告掲載料は、掲載の決定後、指定期日までにお支払いください。納入通知書は、決定通知文に同封して、送付します。

【問合せ先】

墨田区企画経営室広報広聴担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話：03-5608-6221

ファックス：03-5608-6406

メール：KOUHOU@city.sumida.lg.jp